

5 福祉に関する相談窓口等

① シニアサポートセンター（地域包括支援センター）



高齢者の方が、住みなれた地域でいきいきと安心した生活ができるように支援を行う総合相談窓口です（相談は無料）。専門知識を持った保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うため、市内に 27 のシニアサポートセンター（地域包括支援センター）を設置して、土日を含めて年中無休（年末年始を除く）で開所しています。また、介護者支援・交流のための介護者サロンや、認知症支援・交流のためのオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しています。まずはお電話等でお気軽にご相談ください。

※お住まいの住所によって相談するセンターが決まっています。相談するセンターが不明な場合は、お住まいの区の区役所高齢介護課（介護保険係）（P.83）までお問い合わせください。

シニアサポートセンター一覧

令和 6 年 6 月 1 日時点

区	シニアサポートセンター名	所在地	電話	FAX
西 区	西区北部圏域シニアサポートセンター 三恵苑	中釘 2162-4 星本ビル 1 階	620-1312	782-5751
	西区南部圏域シニアサポートセンター くるみ	西遊馬 771-2	622-8103	622-8104
北 区	北区北部圏域シニアサポートセンター 緑水苑	吉野町 1-27-13	662-7350	662-7360
	北区東部圏域シニアサポートセンター 諏訪の苑	本郷町 348-2	662-7600	662-7608
	北区西部圏域シニアサポートセンター ゆめの園	日進町 2-813	653-0544	653-2727
大宮区	大宮区東部圏域シニアサポートセンター 白菊苑	寿能町 2-21-3	658-5588	648-5582
	大宮区西部圏域シニアサポートセンター 春陽苑	大成町 2-397-3	661-8611	654-9212
見沼区	見沼区北部圏域シニアサポートセンター さいたまやすらぎの里	卸町 2-21-1	680-3289	680-3230
	見沼区東部圏域シニアサポートセンター 敬寿園七里ホーム	大谷 2022-1	681-6614	681-6200
	見沼区西部圏域シニアサポートセンター 大和田	大和田町 2-1387-1	685-8791	685-5514
	見沼区南部圏域シニアサポートセンター 敬寿園	南中野 287 ソレイユ南中野 101	681-5151	681-5152
中央区	中央区北部圏域シニアサポートセンター ナーシングヴィラ与野	本町東 6-10-1	859-5375	857-8532
	中央区南部圏域シニアサポートセンター きりしき	新中里 2-8-6	858-2121	858-6969
桜 区	桜区北部圏域シニアサポートセンター 彩寿苑	宿 400	857-6517	857-6500
	桜区南部圏域シニアサポートセンター ザイタック	田島 5-25-8 U21 ビル 2 階	836-3503	836-3507
浦和区	浦和区北部圏域シニアサポートセンター かさい医院	針ヶ谷 3-13-18	823-3031	823-3032
	浦和区東部圏域シニアサポートセンター スマイルハウス浦和	領家 4-13-3	813-7710	813-7731
	浦和区中部圏域シニアサポートセンター ジェイコー埼玉	北浦和 5-2-7	834-3782	834-3794
	浦和区南部圏域シニアサポートセンター 尚和園	東岸町 8-8	813-8915	883-8696
南 区	南区東部圏域シニアサポートセンター 社協みなみ	南浦和 2-38-8 ケーアイビル 2 階	871-1230	883-2760
	南区中部圏域シニアサポートセンター ハートランド浦和	別所 3-16-11-101	836-2929	836-2333
	南区西部圏域シニアサポートセンター けやきホームズ	四谷 2-10-17 寺本ビル 1 階、2 階	710-7555	710-6555
緑 区	緑区北部圏域シニアサポートセンター リパティハウス	松木 3-29-5	875-3111	875-3112
	緑区南部圏域シニアサポートセンター 浦和しがや苑	中尾 925	876-1770	876-1821
岩槻区	岩槻区北部圏域シニアサポートセンター 松鶴園	古ヶ場 11	795-2653	793-3155
	岩槻区中部圏域シニアサポートセンター 社協岩槻	本町 3-2-5 フッツ東館 3 階	758-4395	758-8099
	岩槻区南部圏域シニアサポートセンター 白鶴ホーム	東岩槻 4-5-10(移転前)	790-3311	790-3312
	※令和 6 年 8 月 1 日移転予定	東岩槻 2-5-26(移転後)	794-3939	794-3940

問い合わせ先 いきいき長寿推進課 電話：829-1257 FAX：829-1981

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/001/p003506.html>

② 障害者生活支援センター



障害者生活支援センターでは、地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援の他、差別や虐待など権利侵害の通報や相談も受け付けています。

また、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、教育や就労に関する相談や情報の提供、障害のある方一人ひとりに応じたサービスの利用援助などを行っています。

西 区	北 区
〒331-0071 西区高木 123-4 カーサ辰巳 1 階 【全障害】 西区障害者生活支援センター（ゆめの園） 電話：623-1768 FAX：622-8807	〒331-0812 北区宮原町 2-62-17 【身・知】 北区障害者生活支援センター（みぬま） 電話：796-5705 FAX：796-5706 【精 神】 北区障害者生活支援センター（ベルベッキオ） 電話：661-7092 FAX：661-7093
大宮区	見沼区
〒330-0841 大宮区東町 1-141-6 第 2 吉田ビル 1 階 【身・知】 大宮区障害者生活支援センター（みぬま） 電話：650-6460 FAX：795-4721 【精 神】 大宮区障害者生活支援センター（やどかり） 電話：795-4720 FAX：795-4721	〒337-0042 見沼区南中野 467-1 スガヤハイツ 105 【身・知】 見沼区障害者生活支援センター（来入） 電話：682-0677 FAX：682-0670 【精 神】 見沼区障害者生活支援センター（やどかり） 電話：682-1101 FAX：687-0517
中央区	桜 区
〒338-0013 中央区鈴谷 7-5-7 【全障害】 中央区障害者生活支援センター（来夢） 電話：859-7231 FAX：852-3276	〒338-0837 桜区田島 4-10-8 1 階 【全障害】 桜区障害者生活支援センター（さくらとびあ） 電話：783-7800 FAX：783-7799
浦和区	南 区
〒330-0074 浦和区北浦和 5-6-7 レジデンス北浦和 104 【身・知】 浦和区障害者生活支援センター（むつみ） 電話：824-3640 FAX：793-6376 【精 神】 浦和区障害者生活支援センター（やどかり） 電話：793-6373 FAX：793-6376	〒336-0022 南区白幡 5-11-16 【全障害】 南区障害者生活支援センター（あみ〜ご） 電話：866-5098 FAX：866-5128 〒336-0027 南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 1 階 【全障害】 南区障害者生活支援センター（社協ひまわり） 電話：710-8105 FAX：864-0570
緑 区	岩槻区
〒336-0926 緑区東浦和 3-2-7 サンライトマンション 103 号 【全障害】 緑区障害者生活支援センター（むつみ） 電話：607-1467 FAX：607-1467	〒339-0054 岩槻区仲町 2-5-3 一条ビル 1 階 【全障害】 岩槻区障害者生活支援センター（ささばし） 電話：793-4701 FAX：793-4702

【全障害】すべての障害のある方の相談窓口です。
 【身・知】主に身体障害、知的障害のある方の相談窓口です。
 【精 神】主に精神障害のある方の相談窓口です。

問い合わせ先 障害福祉課 電話：829-1255 FAX：829-1981

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/005/p002725.html>

③ 福祉まるごと相談窓口



福祉まるごと相談窓口は、生活にお困りの方や福祉のさまざまな課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う福祉の総合相談窓口です。

福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、さまざまな生活上の困りごとや不安を抱えている方の相談をお伺いし、どのような支援が必要か一緒に考え、以下の支援を中心とした具体的な支援プランを作成します。また、相談内容に応じて、適切な関係機関をご案内するなど、他の関係機関とも連携して包括的な支援を行います。

1 住居確保給付金

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又は失うおそれの高い方に、求職活動等を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。

2 家計改善支援

家計の状況を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援などを「家計再生プラン」にまとめ、自らの力で家計を管理できるよう支援していきます。

3 一時生活支援

一定の住居を持たず、経済的にもお困りの方で、今後、就労等により安定した生活を送ることを目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。

4 学習支援

市内で開催する学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

5 就労準備支援

「しばらく仕事から離れている」など、すぐに仕事を始めることに不安がある方に、ビジネスマナーの習得やパソコン操作のスキルの向上等就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。

6 就労訓練

すぐに一般企業等で働くことが難しい方を対象に、就労体験や、支援付きの雇用を提供し、一般就労に向けた支援を中・長期で実施します。

ご相談は、お住まいの区の福祉まるごと相談窓口で受け付けています。

※お住まいが無い場合は、最寄りの福祉まるごと相談窓口にご相談ください。

福祉まるごと相談窓口（各区役所 福祉課内）

西 区	電話：620-2656	FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6261	FAX：856-6272
北 区	電話：669-6056	FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6196	FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3065	FAX：646-3165	南 区	電話：844-7161	FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6058	FAX：681-6162	緑 区	電話：712-1162	FAX：712-1270
中央区	電話：840-6052	FAX：840-6165	岩槻区	電話：790-0191	FAX：790-0265
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/002/p088576.html					

④ 生活保護制度



生活保護は、病気やケガ、介護などにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第 25 条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。この制度は生活保護法に基づいて行われます。

保護には、次の 8 種類の扶助があります。

- 1 生活扶助…毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2 住宅扶助…家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。
- 3 教育扶助…義務教育にともなって必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 4 医療扶助…病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。
- 5 介護扶助…介護サービスが必要な場合の費用です。
- 6 出産扶助…出産に要する費用です。
- 7 生業扶助…技術を身につけるための費用や高等学校の就学費用などです。
- 8 葬祭扶助…葬儀などに要する費用です。

生活保護を受けるには、本人や家族などの申請が必要です。申請先は、福祉事務所（区役所の福祉課）です。

福祉事務所の相談員が生活に困っている状況や、資産の活用、能力の活用、扶養義務者の援助、他の制度の活用などについて話をうかがいます。生活保護制度の説明を理解していただいた上で、申請書を提出していただきます。

経済的にお困りで家賃が払えない方、また住宅に関することにかかわらず、生活にお困りの方は、お住まいの区の福祉事務所までご相談ください。

各区役所 福祉課（保護係）

西 区 電話：620-2654 FAX：620-2762 桜 区 電話：856-6164 FAX：856-6272

北 区 電話：669-6054 FAX：669-6167 浦和区 電話：829-6124 FAX：829-6238

大宮区 電話：646-3054 FAX：646-3165 南 区 電話：844-7164 FAX：844-7277

見沼区 電話：681-6054 FAX：681-6162 緑 区 電話：712-1164 FAX：712-1270

中央区 電話：840-6054 FAX：840-6165 岩槻区 電話：790-0156 FAX：790-0265

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/002/p032098.html>

⑤ 外国人総合相談センター埼玉〔埼玉県国際交流協会〕



外国人総合相談センター埼玉では、12 言語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、ロシア語、ウクライナ語）とやさしい日本語による相談と情報提供を行っています。

生活全般に関する相談のほか、労働相談、入国・在留手続きに関する入管相談、法律相談及び福祉相談を行っています。

自治体（県庁、市町村役場）や病院など県内の公的機関からの依頼に基づいて、窓口職員と外国人との会話を仲立ちする電話仲介通訳も実施しています。

1 相談日時

毎週月曜日～金曜日（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く） 9:00～16:00

2 対応言語

英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、ロシア語、ウクライナ語、やさしい日本語

※専門相談（労働相談、入管相談、法律相談及び福祉相談）の場合、状況によっては対応できない言語があります。

3 相談方法

① 電話：833-3296

② F A X：833-3600

③ 電子メール sodan@sia1.jp（@は小文字の@で、@sia の次は半角数字の 1 です。）

④ 来 所（専門相談）※予約が必要です。

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 3 階

JR 京浜東北線「北浦和駅」西口徒歩約 10 分

4 その他

埼玉県ホームページにおいて「賃貸住宅の借り方・住むときのルール」という多言語ガイドブックを掲載・PDF ファイルがダウンロード可能となっています（5 言語 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・日本語）。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/sumaisupport.html>)



問い合わせ先 外国人総合相談センター埼玉（公益財団法人 埼玉県国際交流協会）

電話：833-3296 FAX：833-3600

ホームページ <https://sia1.jp/foreign/advice/>